

【事案Ⅱ－10】通院共済金請求

- ・ 平成 28 年 12 月 22 日 裁定打切り

<事案の概要>

申立人は、平成 27 年 5 月、運転車両をバックで方向転換中に後方に駐車中の車両に衝突した事故によって、頰椎捻挫、左肩挫傷、腰椎捻挫の傷害を負い、その治療のため同年 11 月まで通院したが、当該事故より前の平成 27 年 3 月の交通事故により、実通院日数 90 日限度に達する同年 7 月まで支払われており、引き続き今回の事故の通院治療をした 90 日分の通院共済金を請求した。

これに対し、被申立人は頰椎捻挫・腰椎捻挫については、他覚症状のないものであり免責事由に該当すること、また、今回の事故は、別の交通事故により、同病院へ通院している期間中に発生したものであり、今回の事故による左肩挫傷については、別の交通事故による通院と重なる同年 7 月までの通院で十分な治療は実施できていると主張したため、これを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、通院治療 90 日分の通院共済金を支払え、との判断を求める。

- (1) 医師から診断された受傷内容について、写真画像等で確認できないことを理由に、交通事故を直接の原因とする受傷ではなく、交通事故の通院の定義に該当しないとする被申立人の回答は曖昧なもので納得できない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

- (1) 本件交通事故による傷病の頰椎捻挫、腰椎捻挫については、他覚症状のないものであり、免責事由に該当する。

また、医療照会の結果では、各種検査において外傷所見が全く確認できず、通院が交通事故を直接の原因としたものとは判断できる医学的証拠はない。

- (2) 本件事故は、別の交通事故により平成 27 年 3 月から 7 月の通院期間中に起こったものであり、この別の交通事故については、通院実日数 90 日限度に達する通院共済金を支払っている。今回の事故の通院傷病のうち、「左肩挫傷」については、5 月から 7 月までの通院で十分な治療は実施できている。

<裁定の概要>

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 診断書によれば、平成 27 年 5 月から 11 月まで、頰椎捻挫、左肩挫傷、腰椎捻挫に対して理学療法にて加療とされている。一方で、診療録において、「左肩、左肘は特に治療の必要はないのではないか」とのコメントがあり、左肩挫傷の治療期間については確認できない。
- (2) 提出された証拠だけでは当審議会としては、左肩挫傷の治療期間を認定することは困難である。
- (3) 当審議会は、裁判外紛争解決機関であり、証人尋問などの強制力を伴う証拠調べをする権限を有しないなど、その事実解明権能には制約が存するところであるから、申立人、被申立人双方において上記事実関係についてさらに立証を尽くそうとするのであれば、裁判所における訴訟手続によることが妥当である。